

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編
本編

資料編

第3部 災害応急・復旧

第1章 本部体制

本章の関係する関連計画・マニュアル
 北区対策本部長の補佐機能運営初動マニュアル、職員行動マニュアル、北区水防計画

1 状況に応じた機動的な体制

担当 危機管理室／土木部／各部

風水害時の基本的な体制は、「荒川の氾濫を想定した場合」と、「石神井川の氾濫・土砂災害を想定した場合」2種類とし、それぞれ次のとおりである。

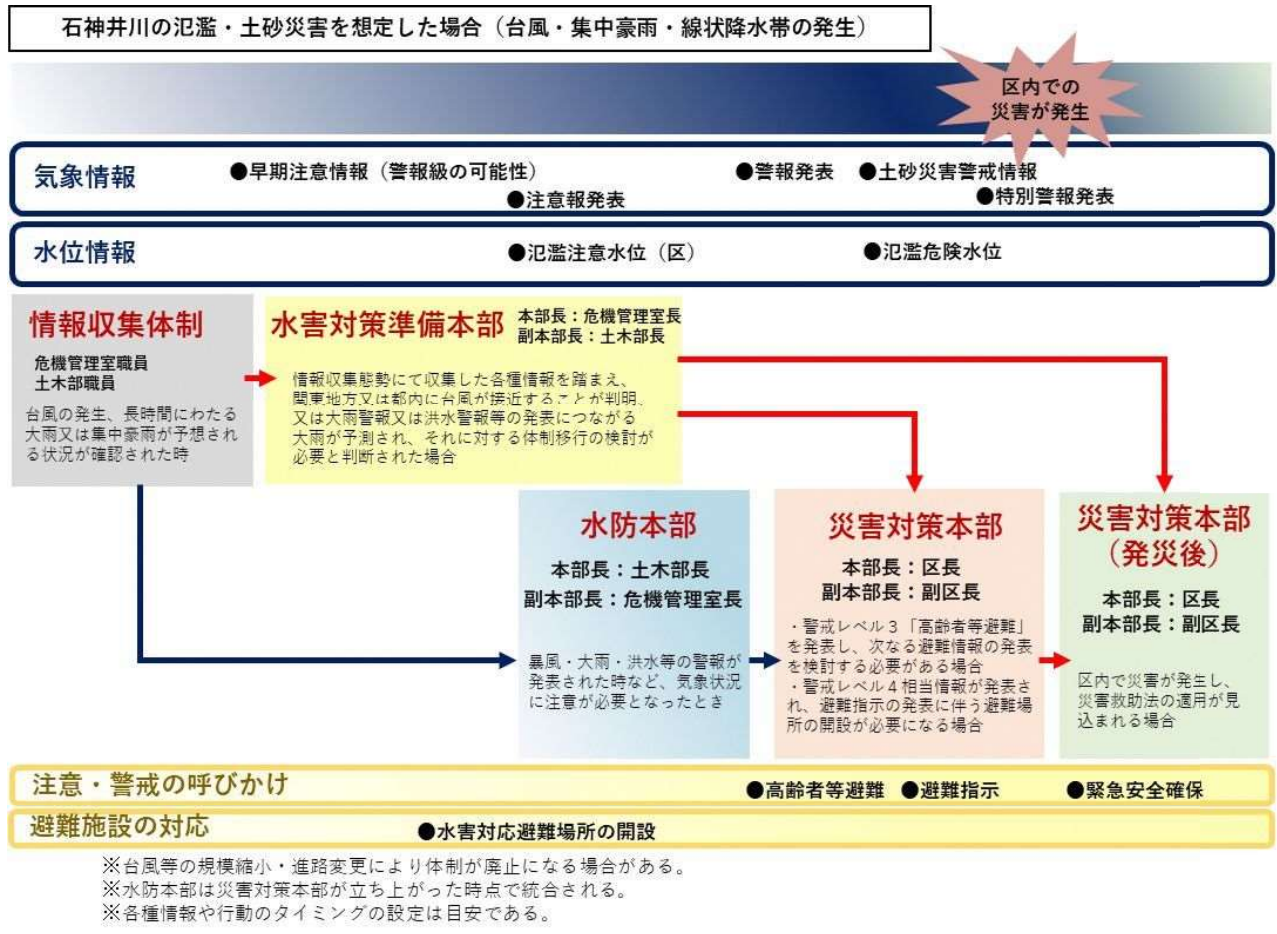
【風水害時の基本体制】



※上流を含めた荒川流域全域における広範囲の降雨を伴う大型台風の発生等を想定している。
 ※台風等の規模縮小・進路変更により体制が廃止になる場合がある。
 ※水防本部は災害対策本部の設置時点で立ち上げ、統合される想定である。
 ※各種情報や行動のタイミングの設定は目安である。

第1部
 第2部
 第3部
 担当表
 第1部
 第2部
 第3部
 風水害対策編 本編
 担当表
 震災対策編
 資料編
 風水害対策編

第1章 本部体制



2 情報収集体制

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

荒川の氾濫が想定される場合など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる大型の台風が発生した場合及び石神井川の氾濫・土砂災害の発生が想定される規模の台風の発生、長時間にわたる大雨又は集中豪雨が予想される状況が確認された場合、危機管理室職員及び土木部職員のうち指定された職員は、情報収集体制をとり、東京都その他関係機関と連携し、情報収集及び対策にあたるものとする。

3 水害対策準備本部

担当	危機管理室／土木部／各部
----	--------------

台風・集中豪雨・線状降水帯の発生による石神井川の氾濫・土砂災害等の被害が予想された場合、機動的な体制移行を目的として、関係各部による情報共有及び区民の避難対策を行う。

(1) 設置

情報収集体制にて収集した各種情報を踏まえ、関東地方又は都内に台風が接近することが判明、若しくは大雨警報又は洪水警報等の発表につながる大雨が予測され、それに対する避難体制の検討が必要となった場合に設置する。

(2) 組織

危機管理室長を本部長、土木部長を副本部長とし、政策経営部、総務部、まちづくり部により構成される。

(3) 目的

水害の発生が予想される状況において、避難場所の開設等を判断するとともに、避難情報の発令について協議し、各避難場所の開設及び区長による避難情報の発令を行う。

(4) 廃止

本部長は、災害のおそれが解消し、応急活動が概ね終了したと認めたときに水害対策準備本部を廃止する。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
本編	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

第1章 本部体制

4 水防本部

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

(1) 設置

土木部長は、以下の場合に水防本部を設置する。

- ① 区に各種警報が発令されたとき
- ② 区に各種注意報が発令され、同警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき
- ③ 区が大型台風の進路にあたりと想定され、早めの警戒が必要となるとき
- ④ その他土木部長が必要と認めたとき

(2) 廃止

本部長（土木部長）は、災害のおそれが解消し、水防活動が概ね終了したと認められたときに水防本部を廃止する。

(3) 動員態勢

水防本部員の動員は、本部長の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【水防本部（土木部）の動員態勢】

種類	基準及び内容	人員
情報連絡準備態勢	東京23区西部（北区以外）に注意報が発令され、その後、警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき	水防本部員に対し若干名
情報連絡態勢	(1) 区に大雨注意報等が発令され、現在の降雨状況、雨雲の移動状況及び周辺地域の雨量等から風水害に対する注意と警戒が必要となったとき (2) 台風の進路等に対し注意が必要となったとき	水防本部員に対し概ね1/7
第1次 水防非常配備態勢	区に大雨警報等が発令され、地域によっては集中した降雨が予想される場合、又は台風の接近に伴い警戒が必要となったとき	水防本部員に対し概ね1/5
第2次 水防非常配備態勢	広域にわたって風水害が発生するおそれがある場合、風水害が発生した場合及び水防活動を実施する必要がある場合、又は大型の台風の接近に伴い特別の警戒が必要になったとき	水防本部員に対し概ね1/3～ 1/2

種類	基準及び内容	人員
第3次 水防非常配備態勢	区内全域にわたり風水害が発生するおそれがあり、 救援等の水防活動に全力で取り組む必要があると き	水防本部員全 員

(注) 水防要員は、異常気象が発生し、又は発生が予想される場合には、気象情報に注意し、
事態に即応した水防態勢ができるように留意するものとする。

【水防要員の現況】

水防管理団体（北区）		消防機関		合計 ※4	
		消防職員 ※2	消防団員 ※3		
水防管理者 （北区長） 水防副管理者 （副区長・教育長）	水防本部 （土木部長他79名） ※1	第5消防方面 王 子 赤 羽 滝 野 川	計561名	計610名	計1,251名

- ※1 土木部職員定数
- ※2 消防署の消防吏員定数の合計
- ※3 消防団の消防団員定数の合計
- ※4 水防管理者及び水防副管理者は含まない

北区役所（王子本町1-15-22） 3908-1111（代表）
土木部道路公園課 3908-9213（河川係）
危機管理室防災・危機管理課 3908-8184

(4) 組織

- ① 土木部長を本部長、危機管理室長を副本部長とし、応急対応班及び被災（者）対応班
によって構成される。
- ② 応急対応班は、現場指揮担当、情報担当、避難施設担当から構成され、主に初動時の
応急対策として、気象情報等の収集や今後の経過予測、区民避難の計画などにあたる。
班長は道路公園課長、副班長は防災・危機管理課長とする。
- ③ 被災（者）対応班は、避難者対応担当、生活再建担当、医療衛生担当、環境担当、復
旧活動担当から構成され、主に被災者対応や災害（災害救助法の適用にならない程度
の災害）後の生活支援などに関連する対応にあたる。班長は防災・危機管理課長とす
る。

第1章 本部体制

【水防本部における組織構成】



（5）災害対策本部との関係

水防本部の業務は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく区災対本部が設置された場合は、それに統合される。

5 災害対策本部

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 土木部 / (災対) 各部
----	---------------------------------

(1) 設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策基本法第23条2の規定に基づき設置する。

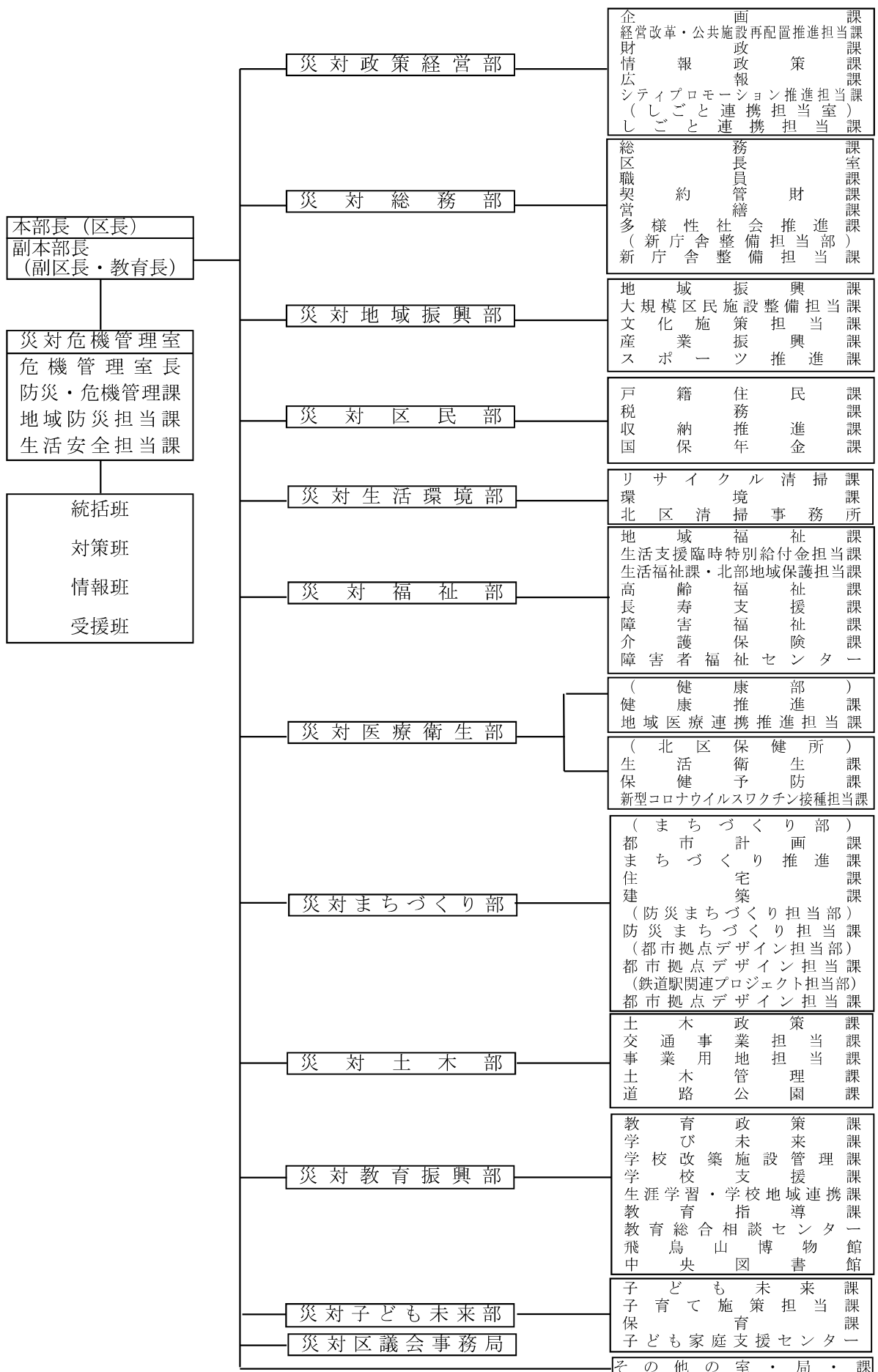
(2) 廃止

災対本部長（区長）は、災害のおそれが解消し、災害対策本部活動が概ね終了したと認めるときに、区災対本部を廃止する。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
風水害対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

第1章 本部体制

(3) 組織



(4) 災害対策本部所掌事項

① 本部長室の所掌事項

組織名	所掌事項
<p>【災对本部長】 区長 【災対副本部長】 副区長 教育長 【災对本部員】 技監 政策経営部長 政策経営部しごと連携 担当室長 総務部長 総務部新庁舎設備担当 部長 危機管理室長 地域振興部長 区民部長 生活環境部長 福祉部長 健康部長 北区保健所長 まちづくり部長 まちづくり部 防災まちづくり担当部長 まちづくり部 都市拠点デザイン担当部長 まちづくり部 鉄道駅関連プロジェクト 担当部長 土木部長 会計管理室長 教育委員会事務局 教育振興部長 教育委員会事務局 子ども未来部長 区議会事務局長</p>	<p>○本部長室の審議、決定事項 (1) 区災对本部の設置、廃止及び非常配備態勢に関すること (2) 避難情報の発令に関すること (3) 重要な災害応急対策に関すること (4) 重要な災害復旧対策に関すること (5) 区災对本部活動の総合調整に関すること (6) 東京都及び公共団体等に対する応援及び応急措置の要請 並びに各区との支援に関すること (7) 避難場所等の開設の決定に関すること (8) 避難場所等の各部従事職員の決定に関すること (9) 事業の休止及び所管施設の休業に関すること (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する こと</p>

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

第1章 本部体制

② 災对各部の所掌事項

部	事務の内容
政策経営部 しごと連携担当室 (災対政策経営部)	(1) 災害情報の収集及び整理に関すること (2) 区民及び報道機関からの問合せに関すること
総務部 新庁舎整備担当部 (災対総務部)	(1) 庁舎の管理に関すること (2) 車両、舟艇等輸送機関の調達に関すること (3) 要配慮者（総務部所管事項）に関すること (4) 区災対本部の職員の動員に関すること (5) 区災対本部の職員の服務及び給与に関すること (6) 受援体制の構築に関すること
危機管理室 (災対危機管理室)	(1) 本部長室の庶務に関すること (2) 区災対本部の通信情報の総括に関すること (3) 東京都その他防災関係機関との連携に関すること
地域振興部 (災対地域振興部)	(1) 地区本部と自主防災組織との連携に関すること (2) 補完型福祉避難所の開設及び運営に関すること (3) 被害概況の把握と報告に関すること (4) 救助物資の調達及び配給計画に関すること
区民部 (災対区民部)	(1) 罹災証明書の発行に関すること (2) 被災者台帳の作成に関すること (3) 給水計画に関すること (4) 物資等の管理及び輸送に関すること (5) 被災者生活再建支援金に関すること (6) 義援金の受領及び配分に関すること
生活環境部 (災対生活環境部)	廃棄物の処理に関すること
福祉部 (災対福祉部)	(1) 要配慮者（福祉部所管事項）に関すること (2) 福祉避難所の開設及び運営に関すること (3) 他の部課の協力に関すること
北区保健所 健康部 (災対医療衛生部)	(1) 救護所の開設及び管理に関すること (2) 防疫に関すること
まちづくり部 防災まちづくり担当部長 都市拠点デザイン担当部長 鉄道駅関連プロジェクト 担当部長 (災対まちづくり部)	(1) 建築物の被害状況調査に関すること (2) がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること

部	事務の内容
土木部 (災対土木部)	(1) 堤防、道路、橋りょう等の点検、整備及び復旧に関すること (2) 障害物等の除去に関すること (3) 応急資材及び労力の確保に関すること (4) 河川の流木対策に関すること (5) 水防活動に関すること
教育振興部 (災対教育振興部)	避難場所・避難所の設置及び管理運営に関すること
子ども未来部 (災対子ども未来部)	(1) 要配慮者（子ども未来部所管事項）に関すること (2) 補完型福祉避難所の開設及び運営に関すること (3) 他の部課の協力に関すること
区議会事務局 (災対区議会事務局)	区議会議員との連絡に関すること
その他の室・局・課	他の部課の協力に関すること

第1部
第2部
第3部
担当表

第1部
第2部
第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

(5) 災害応急対策活動所掌事項及び実施要領

【(災対) 政策経営部】 [部長] 政策経営部長

所属名	所掌事項	実施要領
企画課 経営改革・公共 施設再配置推進 担当課	災害情報の収集及び整理保 管に関すること	(1) 災害に関する情報の収集及び整理保 管を行う。 (2) 収集した災害関連情報を災対本部長 へ報告する。
財政課 しごと連携 担当課	他課の応援に関すること	災対政策経営部内の各課の応援を行う。
情報政策課	(1) 電子計算システムの復 旧に関すること (2) 他の部課の協力に関す ること	災対本部長の指示に基づき、主に、情報班 の活動を支援する。
広報課 シティプロモ ーション推進 担当課	区民からの問合せに関する こと	区民からの問合せ対応の統括を行う。
	災害関連の広報に関するこ と	必要な災害関連の広報を実施する。
	報道機関への連絡及び情報 提供に関すること	報道機関への発表は、情報班が統一的に行 う。

第1章 本部体制

【（災対）総務部】 [部長] 総務部長

所属名	所掌事項	実施要領
総務課	車両、舟艇等輸送機関の調達に関すること	(1) 庁有車及び調達車両を集中管理する。 (2) 庁有車のみで対応できない場合はトラック協会等の協定団体の協力を得て、車両等の調達を行う。
	要配慮者（総務部所管事項）に関すること	外国人等配慮が必要な区民からの問合せ等に対応する。
	受援体制の構築に関すること	東京都への支援依頼等受援体制の構築を行う。
職員課 多様性社会推進課	職員の動員に関すること	(1) 区災対本部の動員指令に基づく職員の動員指令を災対各部へ伝達する。 (2) 災対各部の職員の参集状況を把握し、区災対本部へ連絡する。
	職員のサービス及び給料に関すること	(1) 必要に応じて給食を用意する。 (2) 従事職員の休憩、仮眠等の指示を行う。
契約管財課 営繕課 新庁舎整備担当課 会計管理室 区長室	他課の応援に関すること	災対総務部内の各課の応援を行う。

【（災対）危機管理室】 [室長] 危機管理室長

所属名	所掌事項	実施要領
防災・危機管理課 地域防災担当課 生活安全担当課	本部長室の庶務に関すること	本部長室の運営が円滑に行われるように、災対各部の調整を図る。
	区災対本部の通信情報の総括に関すること	(1) 入手した情報を整理し、区災対本部に報告する。 (2) 区災対本部の指示に基づき、各部へ情報の発表を示す。
	東京都その他防災関係機関との連携に関すること	区災対本部の指示に基づき、防災関係機関との連絡を行い、情報の収集・提供を行う。

【(災対) 地域振興部】 [部長] 地域振興部長

所属名	所掌事項	実施要領
地域振興課 (地域振興室) 大規模区民施設 整備担当課 文化施策担当課	地区本部と自主防災組織との連携に関する事	電話等を使用して、自主防災組織への情報提供及び自主防災組織からの情報収集を行う。
	被害概況の把握と報告に関する事	各地区本部に対し、被害概況を報告させる。
	補完型福祉避難所の開設及び運営に関する事	補完型福祉避難所(地域振興部所管)の開設・運営を行う。
産業振興課	救助物資の調達及び配給計画に関する事	(1) 被害状況調査報告に基づき、救援物資を確保するとともに、その配布計画を作成する。 (2) 配布計画に基づく救援物資の輸送を災対区民部に要請する。
	他課の応援に関する事	災対地域振興部内の各課の応援を行う。
スポーツ推進課	他課の応援に関する事	災対地域振興部内の各課の応援を行う。

【(災対) 区民部】 [部長] 区民部長

所属名	所掌事項	実施要領
戸籍住民課	(1) 罹災証明書の発行に関する事 (2) 被災者台帳の作成に関する事	(1) 被害調査結果に基づいて、罹災証明書を発行する。 (2) 住民基本台帳等のデータを活用し、被災者台帳を作成する。
	他課の応援に関する事	災対区民部内の各課の応援を行う。
税務課 収納推進課	給水計画に関する事	(1) 被害状況調査報告に基づき、給水計画を作成する。 (2) 前記の計画に基づき、給水活動を行う。
国保年金課	物資の輸送に関する事	(1) 物資配送計画に基づき、必要な輸送業務用車両を総務課へ要請する。 (2) 災对本部長の指示又は物資配送計画に基づき、救援物資等を管理・輸送する。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第1章 本部体制

【（災対）生活環境部】 [部長] 生活環境部長

所属名	所掌事項	実施要領
リサイクル清掃課 北区清掃事務所	廃棄物の処理に関する こと	被害状況調査報告に基づき、ごみ及びし尿の処理を行う。
環境課	他課の応援に関する こと	災対生活環境部内の各課の応援を行う。

【（災対）福祉部】 [部長] 福祉部長

所属名	所掌事項	実施要領
地域福祉課 北部地域保護担当課 高齢福祉課 長寿支援課 障害福祉課	要配慮者に関する こと	(1) 要配慮者の避難活動を支援する。 (2) 被害状況調査報告に基づき、福祉避難所を開設し、管理運営を行う。
	福祉避難所の開設及び運 営に関する こと	(1) 関係施設への連絡調整、避難場所開設の協力依頼及び支援を行う。 (2) 福祉避難所の開設・運営を行う。
生活福祉課 介護保険課 障害者福祉センター 生活支援臨時特別 給付金担当課	他課の応援に関する こと	災対福祉部内の各課の応援を行う。

【（災対）医療衛生部】 [部長] 北区保健所長

所属名	所掌事項	実施要領
北区保健所 生活衛生課 保健予防課 新型コロナウイルス ワクチン接種担当課	救護所の開設及び管理に 関する こと	(1) 被害状況調査報告に基づき、救護所を開設する。 (2) 北区医師会等関係機関との連絡調整を行い、救護所の円滑な運営を確保する。
健康部 健康推進課 地域医療連携推進担当課	防疫に関する こと	被害状況調査報告に基づき、防疫業務を行う。

【(災対)まちづくり部】 [部長] まちづくり部長

所属名	所掌事項	実施要領
都市計画課	建築物の被害状況調査に関すること	(1) 被災地域における建築物の被害状況を調査する。 (2) 罹災証明書の発行に係る住家被害認定調査を行う。
建築課	がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること	(1) 危険箇所の被害状況を調査する。 (2) 調査結果に基づき、防災機関の出動要請を区災対本部へ依頼する。
住宅課	区営住宅等の被害状況に関すること	区営住宅、高齢者住宅の被害状況を調査する。
	応急仮設住宅に関すること	応急仮設住宅建設予定地の現地調査を行う。
まちづくり推進課 防災まちづくり担当課 都市拠点デザイン担当課 鉄道駅プロジェクト担当課	他課の応援に関すること	必要に応じて災対まちづくり部内の各課の応援を行う。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

第1章 本部体制

【(災対) 土木部】 [部長] 土木部長

所属名	所掌事項	実施要領
土木政策課 交通事業担当課 事業用地担当課 土木管理課 道路公園課	水防活動に関すること	(1) 天候・雨量・河川水位情報等の収集・まとめ・分析を行い、水防活動を円滑に進める。 (2) 荒川・新河岸川・石神井川・隅田川の監視、警戒を行い、必要に応じ危険立入禁止等の措置を行う。河川の越水、内水氾濫等のおそれがある場合、警戒区域を設定し、監視警戒を強化する。 (3) 区民の要請に応じて、土のう配布・宅地内排水等水防に関することを実施する。 (4) 現地調査の実施や電話等による被害報告を取りまとめ、都建設局河川部計画課へ報告する。
	施設管理者の巡視点検や応急措置、復旧に関すること	(1) 堤防、道路、橋りょう等の施設管理者としてのパトロールを実施し、施設の被害状況の把握を行うとともに速やかに応急措置又は復旧を行う。 (2) 施設の被害状況等、取りまとめを行い、水防本部へ報告する。 (3) 河川の流木や河川施設に障害物がある場合、直ちに除去計画を立て、応急復旧活動を実施する。
	応急資機材及び労力の確保に関すること	(1) 水防工法に必要な資機材等の保管場所を確保するとともに、資機材を準備し、常に保管状況を把握しておく。 (2) 北区土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会等に対しては、資機材、労力等の提供に関する事前の対策を講じる。 (3) 業者への要請は、原則、業務内容・日時・場所等を文書により明記して行う。ただし、緊急の場合は口頭又は電話によることができる。

【(災対) 教育振興部】 [部長] 教育振興部長

所属名	所掌事項	実施要領
教育政策課 学び未来課 学校改築施設管理課 学校支援課 生涯学習・学校地域連携課 教育指導課 教育総合相談センター 飛鳥山博物館 中央図書館	避難場所・避難所の設置及び管理運営に関すること	(1) 避難場所開設に係る学校施設管理者との調整・連絡を行う。 (2) 高台水害対応避難場所従事職員からの問合せ対応を行う。 (3) 学校施設の原状復旧を指導する。

【(災対) 子ども未来部】 [部長] 子ども未来部長

所属名	所掌事項	実施要領
子ども未来課 児童相談所開設 準備担当課 子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター	要配慮者（子ども未来部所管事項）に関すること 補完型福祉避難所の開設及び運営に関すること 他の部課の協力に関すること	要配慮者（子ども未来部所管事項）に関する対応を行う。 補完型福祉避難所（子ども未来部所管）の開設・運営を行う。 必要に応じて、他の部課の応援を行う。

【(災対) 区議会事務局】 [部長] 区議会事務局長

所属名	所掌事項	実施要領
区議会事務局	区議会議員との連絡に関すること	区災対本部との連絡調整を図り、必要に応じて議員との連絡をとる。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第1章 本部体制

6 除雪本部

担当	土木部
----	-----

大雪に対しては、除雪本部を設置して対応にあたる。除雪本部では、あらかじめ指定した道路、河川管理通路及び公園内通路等を対象に、降雪量に応じた除雪作業を実施し、また、倒木等が発生した場合は、すみやかに支障樹木等の除去を行い、交通の安全とその機能回復を図る。

(1) 設置

土木部長は、積雪による交通障害が発生した場合、発生するおそれがある場合及び必要と認めたときに除雪本部を設置し、防災関係機関及び協力会に通知する。

(2) 動員態勢及び組織

除雪本部員の動員は、本部長（土木部長）の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【除雪本部の動員態勢】

種類	基準及び内容	人員
除雪準備態勢	東京23区に積雪が見込まれるとき	・管理職1名（道路公園課長） ・一般職3名
情報連絡態勢	東京23区西部に積雪が概ね5cmとなり、なお降雪が予測されるとき	・管理職2名（部長・道路公園課長） ・一般職8～10名
第1次 除雪非常配備態勢	積雪の警戒が必要になったとき	・管理職2～4名 ・一般職16～20名
第2次 除雪非常配備態勢	積雪の特別な警戒が必要になったとき	・管理職3～5名 ・一般職25～40名
第3次 除雪非常配備態勢	区内全域にわたり特別な積雪の警戒が必要になったとき	・管理職7名 ・一般職54～78名

（注）除雪要員は異常気象が発生し、又は発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態に即応した除雪態勢ができるように留意するものとする。

除雪本部は、土木部長を本部長とし、土木政策課、交通事業担当課、事業用地担当課、土木管理課及び道路公園課からなる。

(3) 目的

区が管理する道路・河川管理通路及び公園内通路等の積雪及びその影響による倒木等を速やかに除去し、交通の安全とその機能回復を図ること。

(4) 廃止

本部長は、除雪作業が概ね終了したと認めたとき、除雪本部を廃止する。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
風水害対策編 本編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

第2章 応援協力・派遣要請

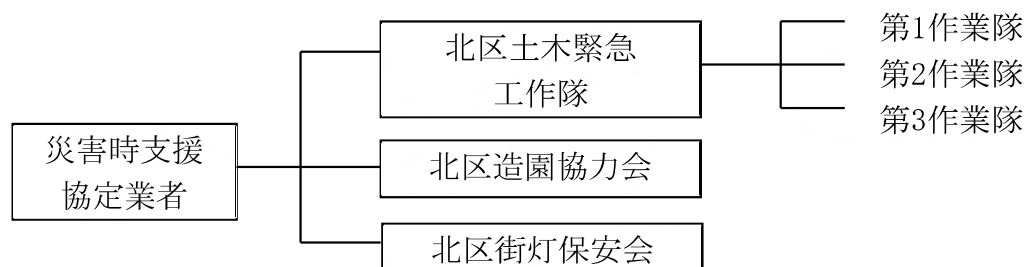
本章の関係する関連計画・マニュアル
—

1 災害時協定締結団体の実施業務

担当	北区土木緊急工作隊／北区造園協力会／北区街灯保安会
----	---------------------------

区と北区土木緊急工作隊、北区造園協力会、北区街灯保安会は、災害時における災害応急対策業務に関し、平成8(1996)年12月に協定を締結した。

この協定は、区が災害応急対策業務に関し、協力を得るために必要な事項を定めたものである。



(1) 北区土木緊急工作隊

区災対本部の要請により、道路冠水箇所等の監視・警戒・排水作業及び応急復旧を行う。新河岸川緑地ネットフェンスの一時撤去（テニスコート）、復旧操作、区内土木工作物の巡視・警戒・復旧作業を行う。

(2) 北区造園協力会

区災対本部の要請により、河川管理施設、工作物の管理・警戒を行う。荒川赤羽緑地の管理小屋、仮設トイレの一時撤去・復旧、公園・街路樹の巡視・警戒・復旧作業を行う。

(3) 北区街灯保安会

区災対本部の要請により、街路灯・公園灯等の巡視・警戒・復旧作業を行う。

※ 水防関係機関一覧表【資料編 p資-86参照】

2 関係機関への出動要請

担当	(災対) 土木部
----	----------

(1) 消防機関への出動等の要請

水防管理者である区長が、水防のため必要と認めるときは、消防機関への出動等の要請を行う。

消防機関は、水防に関しては水防管理者の所管の下に行動することとなっている（水防法第5条の2）が、「所管の下に」とは、具体的な指示命令権を示すものではなく、全体的な統制下に入るといふものである。このことから、水防活動に際しての消防機関の個々の行動については、東京消防庁の指揮命令系統に基づいて活動するものであり、水防管理者の指揮下に入るものではない。

(2) 警察官への援助の要請及び自衛隊への派遣要請

水防管理者は、水防のため、必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）

また、都知事は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊の派遣を要請することができる。（自衛隊法第83条1項）

自衛隊派遣部隊の活動拠点は、「赤羽スポーツの森公園」を原則とする。

(3) 居住者等の水防義務

水防管理者、消防機関の長等は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

3 風水害初動対応マニュアル等による活動

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 土木部
----	-----------------------

区は、都が策定する集中豪雨時の都総務局がとるべき活動態勢等に関して取りまとめた「風水害初動対応マニュアル」を参考に、以下の基本方針のもと集中豪雨時の初動態勢の強化を図る。

- ① 防災関係機関との連携を強化し、突発的・局地的水害への対応能力の向上を図る。
- ② 防災関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、区の避難指示等発令の判断材料として活用する。
- ③ 被害発生時は、警察、消防、自衛隊との緊密な連携の下、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。
- ④ 「空振りも認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第2章 応援協力・派遣要請

定して、応急対策にあたる。

4 河川管理者の水防活動への協力

担当	国土交通省荒川下流河川事務所
----	----------------

河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対する河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- ② 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- ③ 洪水等により、甚大な災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と情報共有を行うための職員の派遣（リエゾンの派遣）

第3章 情報収集・伝達

第1部
第2部
第3部
震災対策編
風水害対策編
本編
資料編

本章の関係する関連計画・マニュアル
北区水防計画

1 常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 土木部 / 警察署 / 消防署 / 都第六建設事務所 / 国土交通省荒川下流河川事務所
----	---

(1) 常時監視

水防管理者は、係員に管内の河川・堤防等を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは、管理者等に連絡して必要な措置を求める。

(2) 情報の把握

水防管理者は、管内の雨量、水位等を正確に観測するとともに、他の観測者からも観測資料を入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

また、都建設局（水防本部）より要請のあった場合、観測成果を報告する。

(3) 荒川及び新河岸川の巡視

① 情報・連絡と内容

- 水防管理団体の「情報連絡責任者」は、土木部道路公園課河川係長とする。
- 河川巡視は水防警報の「出動」発令時において、的確な情報収集ができるように巡視態勢をとる。
- 「情報連絡責任者」は、下記に示す事項を収集し「国土交通省岩淵出張所情報連絡担当官」に1時間ごとに伝達する。但し、災害情報等については、情報が入り次第直ちに伝達する。

	連絡内容
定時報告	河川巡視状況、消防機関の出動状況等
異常報告	災害状況、水防活動状況、一般被害状況、避難状況等

② 巡視

荒川・隅田川・新河岸川・石神井川の4河川の巡視

- 荒川については、北区管内のうち岩淵水門から板橋区境間で巡視を行う。
- 隅田川の「豊島5丁目地先の一部」については、足立区水防管理団体が巡視する。
(59北建河発第95号・昭和59(1984)年10月6日付、59足立計収294号・昭和59(1984)1

年2月18日付回答)

- 新河岸川については、板橋区からの情報収集を行う。

(4) 警戒

水防管理者及び各防災関係機関は、雨量、水位に対する警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

(5) 気象情報・河川情報の入手方法

区における気象情報の入手方法は、下記によるものとする。

① 気象情報

(1) 気象庁発表

区は、下記の情報入手手段により、気象庁から段階的に発表される、注意報、警報、土砂災害警戒情報等を入手・活用し、早期の防災対応の実施に努める。

- テレビ・ラジオ・インターネットにより情報を入手する。
- 気象庁が提供する防災情報提供システムのメール配信機能を活用する。
気象庁ホームページから、各種防災気象情報のほか、各種キキクルの土砂災害や水害の危険度を表す情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等の情報を入手し、避難指示等の判断の参考に利用する。
- ホットライン等を通じて気象台から直接区又は区長へ提供される情報を活用する。
気象台において気象状況を監視するなかで、危機感の共有が必要と判断した場合、ホットライン等を通じ気象台から直接区に気象状況等の連絡が入ることがある。また、この際、気象台において特に危険度が高いと判断した場合には、気象台から区長等に直接厳重な警戒を呼びかける。
- 気象防災アドバイザー等を活用し、北区に特化した気象予報等のアドバイスを受け、適時適切な避難情報の発令判断、先行的な避難場所開設などに資する。

(2) 河川情報センター

河川情報センターから提供される台風情報、1.0kmメッシュの雨量強度、今後1時間以内の雨量分布図等を利用する。

(3) 東京都災害情報システム (DIS)

都が導入する東京都災害情報システムから送られてくる情報を利用する。また、区の態勢、被害状況等を都に報告するとともに、避難情報の発令、避難場所の開設情報などを、本システム経由でLアラートに提供する。

(4) 北区水位・雨量情報システム

区ホームページから入手する。

(5) 北区メールマガジン

気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報などをメールやLINEにて入手する。

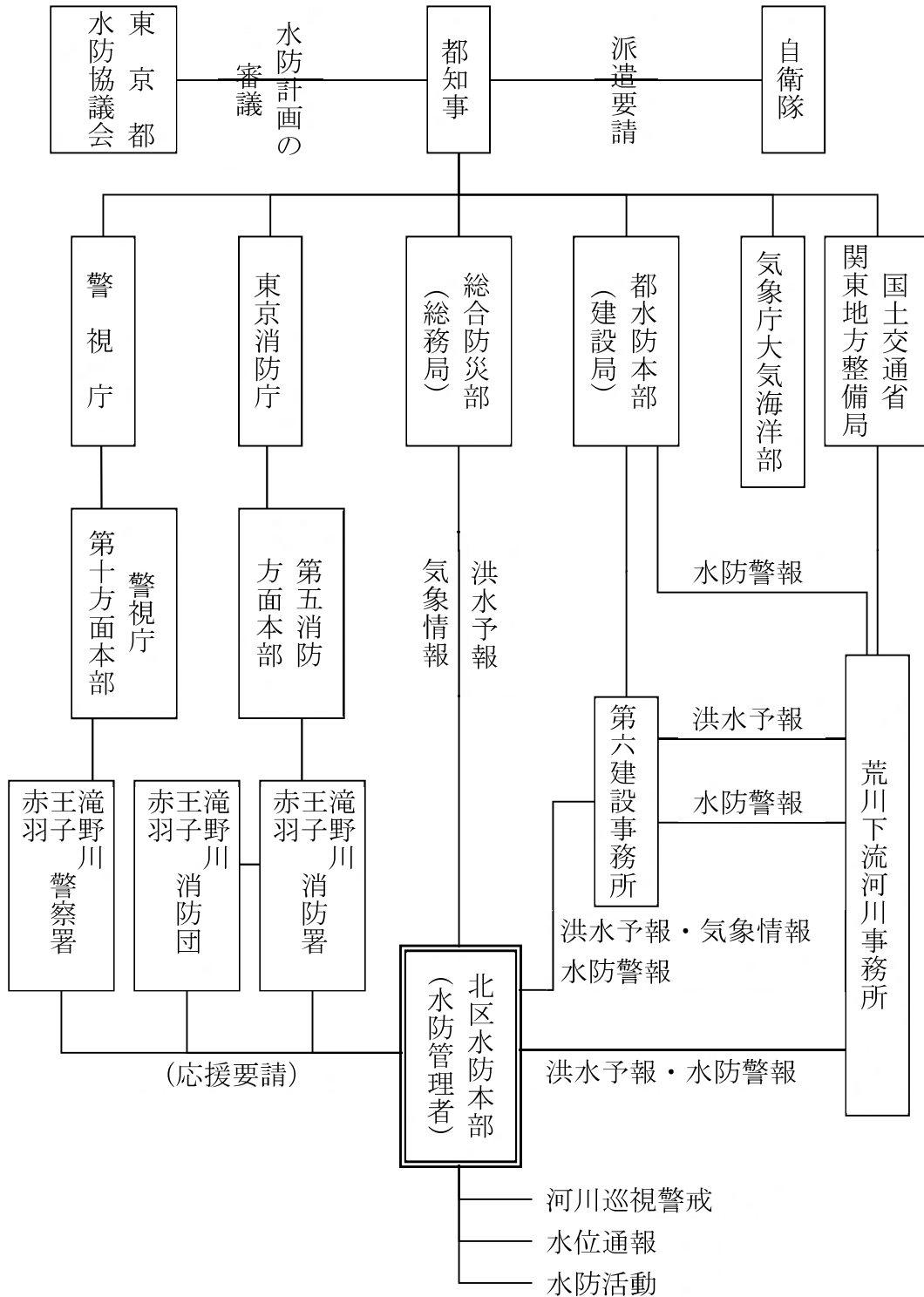
② 河川雨量情報

- (1) 北区水位・雨量情報システム（石神井川）
区ホームページから水位、雨量、監視カメラ画像を入手する。
- (2) 河川情報センター
河川情報センターから提供される荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の水位情報を利用する。
- (3) 川の防災情報（国土交通省ホームページ）
各河川の現況、水害リスクライン、局所的な雨量情報などを入手する。
- (4) テレホンサービス（荒川）
国土交通省で発表している荒川上流・下流の雨量・水位情報を電話により入手する。
雨量・水位情報の電話番号 3902-2393
- (5) 荒川下流河川事務所ホームページ
荒川下流部の気象情報、水位、雨量情報、荒川ライブ映像等を入手する。
- (6) 東京都下水道局ホームページ「東京アメッシュ」
東京都下水道局ホームページから東京を中心とした広範囲の降雨情報を入手する。
- (7) 東京都建設局河川部ホームページ「東京都水防災総合情報システム」
東京都建設局河川部ホームページから都が観測している降雨量や河川水位情報をリアルタイムに入手する。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
	第3部
資料編	担当表
	風水害対策編

第3章 情報収集・伝達

区の水防体制における情報伝達系統は次のとおりとする。



- ※1 水防法第10条の規定による気象状況連絡も上記系統表による。
- ※2 水防管理者が自衛隊の派遣を要請する場合は都水防本部へ連絡する。
- ※3 災害対策本部が設置された場合の体制は、北区地域防災計画の定めるところによる。
- ※4 都第六建設事務所からの気象情報及び洪水予報の伝達は、総務局からの伝達が途絶したときに限る。

2 情報・伝達・報告

担当	(災対) 政策経営部 / (災対) 危機管理室 / (災対) 土木部
----	------------------------------------

(1) 災害予警報の伝達

区は、重要な注意報及び警報について、都又は防災関係機関から通報を受けたとき、及び自らその発令を知ったときは、直ちに防災関係機関へ通報するとともに、警察、消防機関及び都の協力を得て区民に周知させるものとする。

- ① 区からの伝達は、主に有線電話によるが、途絶の場合、広報車、無線及び職員派遣による。
- ② 区は、インターネット等を利用し、水害情報の周知を行う。
- ③ 各機関は、各自の広報媒体により伝達を行う。
- ④ 災対各部は、区災対本部より伝達された情報について、速やかに受信し、各課、係、所に伝達し必要な体制を確保しなければならない。
- ⑤ 区は、区民からの通報や気象情報の問合せの窓口を設置する。

<事前の広報事項>

各防災関係機関が行う広報内容の基準

- ・ 台風・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- ・ 各防災機関の風水害対策
- ・ 竜巻に対する備え
- ・ ゲリラ豪雨対策
- ・ 家庭での風水害対策
- ・ 避難するときの注意
- ・ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ・ 土砂災害に対する心得
- ・ 台風時の風に対する対策
- ・ 災害情報の入手方法
- ・ 応急救護の方法
- ・ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ・ 避難指示等に関する取扱い(要配慮者避難向け避難情報を含む。)

→ その他の水防活動に関する災害情報の収集及び伝達について

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保【応急対策】 (p震-213) 参照

(2) 報告

水防管理者は、被害が発生した場合に次の報告書を提出する。

① 水防実施状況報告

水防作業終了後3日以内に都知事に状況を報告する。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第3章 情報収集・伝達

② 公共土木施設被害状況報告書

被害発生後、速やかに都知事に被害状況を報告する。

③ 水害統計調査

水害発生後45日以内に都建設局長に報告する。

3 区民への情報提供

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 土木部 / 消防署 / 警察署
----	-----------------------------------

区は、避難場所等の開設状況や避難情報等の情報提供について、ホームページ・SNS・防災行政無線等の各情伝達手段により区民へ周知する。

また、災害情報システムとホームページ・SNS・防災行政無線等の各情報伝達システム間の接続を行い、区民に向けた一斉の情報提供を行う。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保【予防対策】
1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備
第3 区における整備計画 (p震-211) 参照
- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保【応急対策】 (p震-213) 参照

4 要配慮者への情報提供

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 福祉部 / 消防署 / 警察署
----	-----------------------------------

区は、多様な広報手段の活用及び民生委員など地域の人材との連携により、要配慮者の属性に応じた方法で情報提供を行うように努める。

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
10 浸水対策
(3) 浸水想定区域における避難体制確保 (p風-26) 参照

5 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 土木部
----	-----------------------

(1) 情報の共有の必要性

- ① 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。

- ② 水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。
- ③ そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報FAXなどにより、区市町村の避難指示等に有用な情報を提供する。
- ④ また、都は、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を、平成30(2018)年6月より運用開始した。
- ⑤ 区では、区民等の災害に対する先行的な行動を促すため、その一環として、都市型水害の経過等に応じた段階的な情報提供を目指し、各段階で提供する情報の内容や手段等を整理する。特に、石神井川上流で局所的集中豪雨等が発生した場合などは、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示等の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。
また、区民に対しては、注意・喚起を促す情報を北区メールマガジンや緊急速報メール(エリアメール)の活用を含め配信することを検討する。
- ⑥ これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難指示等を遅滞なく出すことが可能となる。

第1部
第2部
第3部
担当表

6 竜巻に関する情報収集・伝達

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 土木部 / 東京管区气象台
----	---------------------------------

第1部
第2部
第3部
担当表

(1) 竜巻注意情報の伝達

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部単位で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

区は、同情報が発表された際には、竜巻発生確度ナウキャストや該当地域の気象の変化を注視し、時機を失することなく区民等へ伝達する。伝達に際しては、防災行政無線を始め、北区防災気象情報メール配信サービス、マスメディアとの連携等、多様な手段を活用する。

(2) 目撃情報を活用した竜巻注意情報

気象庁は、竜巻発生を目撃情報が得られた場合に、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を各区域単位で発表する。

風水害対策編
本編
第3部
資料編
風水害対策編

7 地下空間への情報提供

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 土木部
----	-----------------------

- ① 区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。
- ② 区は、都から浸水に関する情報があった際には、東京メトロ王子駅に防災無線等で情報提供する。

【地下鉄駅一覧】

事業者名	路線名	駅名	所在地
東京地下鉄（株）	南北線	赤羽岩淵	赤羽1-52-8
東京地下鉄（株）	南北線	志茂	志茂2-1-18
東京地下鉄（株）	南北線	王子神谷	王子5-2-11
東京地下鉄（株）	南北線	王子	王子1-10-18
東京地下鉄（株）	南北線	西ヶ原	西ヶ原2-3-8

- 風水害対策編 第2部 災害予防
 第1章 水害予防対策
 10 浸水対策
 (3) 浸水想定区域における避難体制確保 (p風-26) 参照

8 被害調査計画

担当	(災対) 各部
----	---------

(1) 被害状況等の報告【本部長室に対する報告】

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
 第6章 情報通信の確保
 【応急対策】 3 防災関係機関相互の情報通信連絡体制 (被害状況等)
 3-3 区の被害調査要領 (p震-220) 参照

(2) 災害地調査要領

① 実態把握

災対本部長は、災害地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、調査班を編成する。調査班は、災対本部長の命により出動し、現地の状況を調査する。班の数及び構成その他必要事項は事態に応じて適宜定める。

② 調査事項

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急措置状況
- (4) 災害地住民の動向及び要望事項
- (5) 現地活動のあい路
- (6) その他必要な事項

③ 被害程度の認定基準

- (1) 人的被害については、次により区分してあげるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、暫定的に負傷者として報告する。

死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。負傷者のうち、「重傷者」とは1か月以上の治療の見込みの者とし、「軽傷者」とは、1か月未満で治療できる見込みの者

(2) 住家の被害

住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
棟	一つの独立した建物をいう。
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの

(3) 非住家の被害

非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの

(4) その他の被害

田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うもの
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋
河川	河川法が適用(昭和39年法律第167号)され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
電話	災害により通信不能となった電話の回線数
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数

水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数

(5) 罹災者

ア 罹災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯を指す。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。

イ 罹災者とは、罹災世帯の構成員をいう。

(6) 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上する。

(3) 都に対する報告

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保
【応急対策】3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）
3-4 都への報告（p震-224）参照

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

9 広報活動

担当	(災対) 政策経営部 / (災対) 危機管理室 / (災対) 地域振興部
----	--------------------------------------

区は、各種防災気象情報の発表及び避難指示が発令された場合は、区民や自主防災組織等に対して情報提供を行う。

災害発生時、区災対本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、区災対本部設置に至らない場合でも、区民等に対し防災無線・北区メールマガジン・SNS・ポケベル波式戸別受信機等の各情報伝達手段の積極的な活用やマスコミとの連携により、避難指示等に関する情報提供を行う。

区は、避難指示等の発令に当たり、警戒レベル、対象者及びとるべき避難行動を明確にすることにより、区民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難情報ととるべき避難行動について、高齢者や子ども、外国人等にも分かりやすく伝わるような表現に工夫して周知する。

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保を行う。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者、障害のある方等及びその避難を支援する者 高齢者等以外の者も、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【区からのお知らせ】 要支援者避難開始	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生のおそれが高い状況である。 避難行動要支援者及び支援者は、避難を開始する。

① 実施機関

都、区又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

② 伝達する情報

- (1) 高齢者等避難
- (2) 避難指示
- (3) 緊急安全確保
- (4) 警戒区域

【河川水位等について】

◎高齢者等避難・又は解除

状 況	大雨警報、洪水警報等が発令され、今後も河川の水位の上昇が続くと見込まれ、高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる時に、高齢者等避難を発令したこと等各情報伝達手段を活用して必要な情報提供を行う。
高齢者等避難 発令 「伝達文」	こちらは、防災北区です。 〇〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、区内の浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、高台の避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
高齢者等避難 解除 「伝達文」	こちらは、防災北区です。 大雨による〇〇〇川の氾濫のおそれがなくなったため、「高齢者等避難」を解除しました。

◎避難指示・又は解除

状 況	氾濫危険情報が発令された等、危険な場所からの避難が必要とされる時、避難指示を発令したこと等各情報伝達手段を活用して、必要な情報提供を行う。
避難指示発令 「伝達文」	こちらは、防災北区です。 〇〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、区内の浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。浸水のおそれがある区域にいる方は、高台の避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
避難指示解除 「伝達文」	こちらは、防災北区です。 大雨による〇〇〇川の氾濫のおそれがなくなったため、「避難指示」を解除しました。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

◎緊急安全確保・又は解除

<p>状 況</p>	<p>氾濫の発生又は切迫していて、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある時、緊急安全確保を発令したこと等各情報伝達手段を活用して、必要な情報提供を行う。</p>
<p>緊急安全確保 発令 「伝達文」</p>	<p>(災害が切迫している時) こちらは、防災北区です。 〇〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。区内の浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>(災害の発生が確認された時) こちらは、防災北区です。 〇〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、区内の浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p>
<p>緊急安全確保 解除 「伝達文」</p>	<p>(災害が切迫している時) こちらは、防災北区です。 大雨による〇〇〇川の氾濫の危険がなくなりましたので、「緊急安全確保」を解除します。</p> <p>(災害の発生が確認された時) こちらは、防災北区です。 〇〇〇川の氾濫による危険がなくなりましたので、「緊急安全確保」を解除します。</p>

<石神井川沿いにおける防災行政無線（同報系）水位計連動システム>

水位の上昇が早い石神井川沿いに迅速に情報伝達を行うため、防災行政無線（同報系）水位計連動システムを構築しており、溝田橋・新柳橋・観音橋の水位が「氾濫危険水位」に達した場合、石神井川沿いの防災行政無線スピーカーから警戒サイレンが自動的に放送される。

※ 水位上昇時における各河川（北区内）の設定水位【資料編 p資-87参照】

◎報道機関等を通じた避難情報の発令・解除又は避難場所開設の区民への情報提供

状 況	緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令又は避難場所の開設及びこれらの解除について、東京都災害情報システム（DIS）のLアラートを活用し、報道機関等を通じて必要な情報提供を行う。
情報提供要領	緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令又は避難場所の開設及びこれらの解除について、東京都災害情報システム（DIS）の様式により報告する。

【土砂災害について】

◎高齢者等避難・又は解除

状 況	大雨警報（土砂災害）が発表され、区内にレベル4地域が発生するおそれがある時、高齢者等避難を発令したこと等各情報伝達手段を活用して、必要な情報提供を行う。
高齢者等避難 発令 「伝達文」	こちらは防災北区です。 土砂災害が発生するおそれがあるため、区内の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
高齢者等避難 解除 「伝達文」	こちらは、防災北区です。 土砂災害発生のおそれはなくなったため、「高齢者等避難」を解除しました。

◎避難指示・又は解除

状 況	土砂災害警戒情報の発表等により避難指示を発令したこと等各情報伝達手段を活用して、必要な情報提供を行う。
避難指示発令 「伝達文」	こちらは防災北区です。 土砂災害が発生するおそれが高まったため、区内の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
避難指示解除 「伝達文」	こちらは、防災北区です。 土砂災害発生のおそれがなくなりましたので、「避難指示」を解除します。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

◎緊急安全確保・又は解除

状 況	土砂災害警戒情報の発表等、土砂災害の発生又は切迫している、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある時、緊急安全確保を発令したこと等各情報伝達手段を活用して、必要な情報提供を行う。
緊急安全確保 発令 「伝達文」	<p>(土砂災害発生が切迫している時)</p> <p>こちらは、防災北区です。大雨特別警報（土砂災害）が発表されました。既に土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況であるため、区内の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>(土砂災害の発生が確認された時)</p> <p>こちらは、防災北区です。〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p>
緊急安全確保 解除 「伝達文」	<p>(土砂災害発生が切迫している時)</p> <p>こちらは、防災北区です。 大雨による土砂災害発生の危険がなくなりましたので、「緊急安全確保」を解除します。</p> <p>(土砂災害の発生が確認された時)</p> <p>こちらは、防災北区です。 土砂災害発生の危険がなくなりましたので、「緊急安全確保」を解除します。</p>

◎報道機関等を通じた避難情報の発令・解除又は避難場所開設の区民への情報提供

状 況	緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令又は避難場所の開設及びこれらの解除について、東京都災害情報システム（DIS）のLアラートを活用し、報道機関等を通じて必要な情報提供を行う。
情報提供要領	緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令又は避難場所の開設及びこれらの解除について、東京都災害情報システム（DIS）の様式により報告する。

第4章 消防機関の水防活動計画

本章の関係する関連計画・マニュアル

—

1 活動方針

担当	消防署／消防団
----	---------

消防機関は、洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災が発生する危険があるとき及び発生したときは、水防管理者の要請又は消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水災の被害の軽減に努める。

2 水防態勢等

担当	消防署／消防団
----	---------

(1) 水防態勢

東京消防庁における水防態勢等は、大雨洪水警報等が地域を限定して発表された場合又は局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、若しくは発生した場合に発令する。

(2) 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢は、水防第一非常配備態勢から水防第四非常配備態勢とする。

3 部隊編成

担当	消防署／消防団
----	---------

水防非常配備態勢時には、消防職員及び消防団員をもって水防小隊、監視警戒隊等、水防部隊の編成を行い災害に備える。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編

本編

資料編

4 活動内容

担当	消防署／消防団
----	---------

- ① 水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、水防管理団体に対し、必要な要員を派遣する。
- ② 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- ③ 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。
- ④ 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- ⑤ 堤防、その他の施設が決壊したと知り得たときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- ⑥ 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。

5 災害予警報

担当	消防署／消防団
----	---------

防災関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、消防署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

第5章 避難対策

本章の関係する関連計画・マニュアル

避難所運営マニュアル、東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針、北区大規模水害避難行動支援計画

1 避難

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 地域振興部 / (災対) 福祉部 / (災対) 教育振興部 / (災対) 子ども未来部
----	---

(1) 風水害時における基本的な避難行動

区内において危険が切迫した場合には、区長は、区内警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定め、避難指示等を行う。この場合、区長は、速やかに都災対本部に報告するものとする。また、防災行政無線・緊急速報メール（エリアメール）を中心にプッシュ型の手段を複数組み合わせ活用するとともに、区ホームページ、SNS、CATV、Lアラート等のプル型の手段も活用し、避難の呼びかけを行う。

風水害時の避難行動は、「荒川の氾濫」と「石神井川の氾濫・土砂災害の発生」の2種類に分けられ、基本的な考え方については以下のとおりである。

① 荒川の氾濫

北区外の遠方にある災害リスクのない親族・知人宅や宿泊施設へ早期に避難する。公共交通機関が使用できず遠方へ避難できない場合等は、区内に開設される避難場所に避難する。

災害発生まで時間的な猶予がない等の場合は、想定される浸水深よりも高い建物の上階部分に緊急的に避難する。なお、緊急的な避難を行うにあたっては、氾濫流による倒壊のおそれがない施設に避難することに注意が必要である。

② 石神井川の氾濫・土砂災害の発生

早期に区内に開設される避難場所へ避難する。河川の氾濫等により移動が困難又は災害発生まで時間的な猶予がない等の場合は、想定される浸水深よりも高い建物の上階部分に避難する。

なお、土砂災害の発生の危険がある場合は、自宅・施設の崖から少しでも離れた部屋で退避することや、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動することが必要である。

また、避難行動には迅速性と安全性が必要とされ、従って区としては的確な指示等が出せるよう関係諸機関と連絡を図らなければならない。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

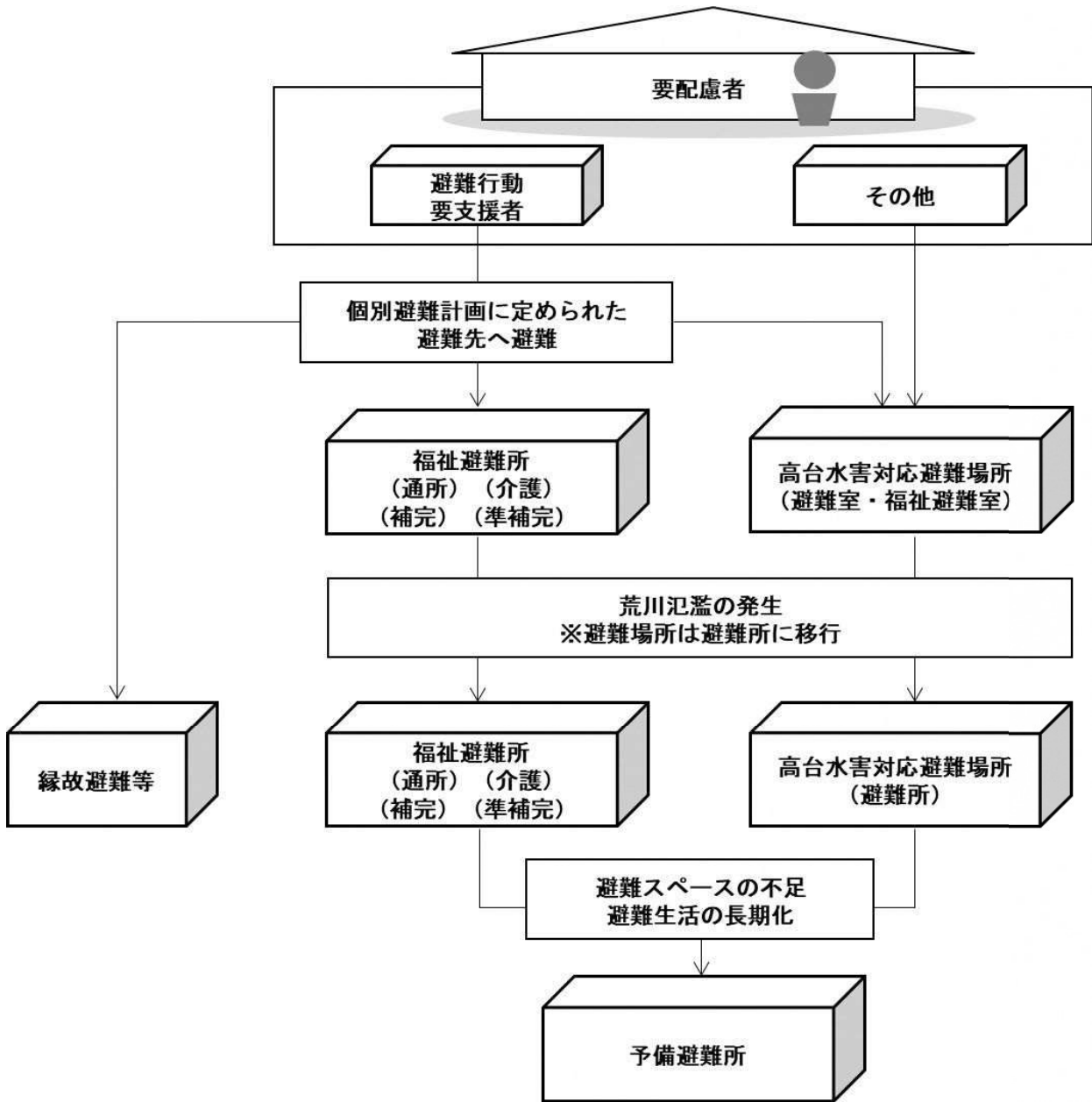
震災対策編

風水害対策編
本編

資料編

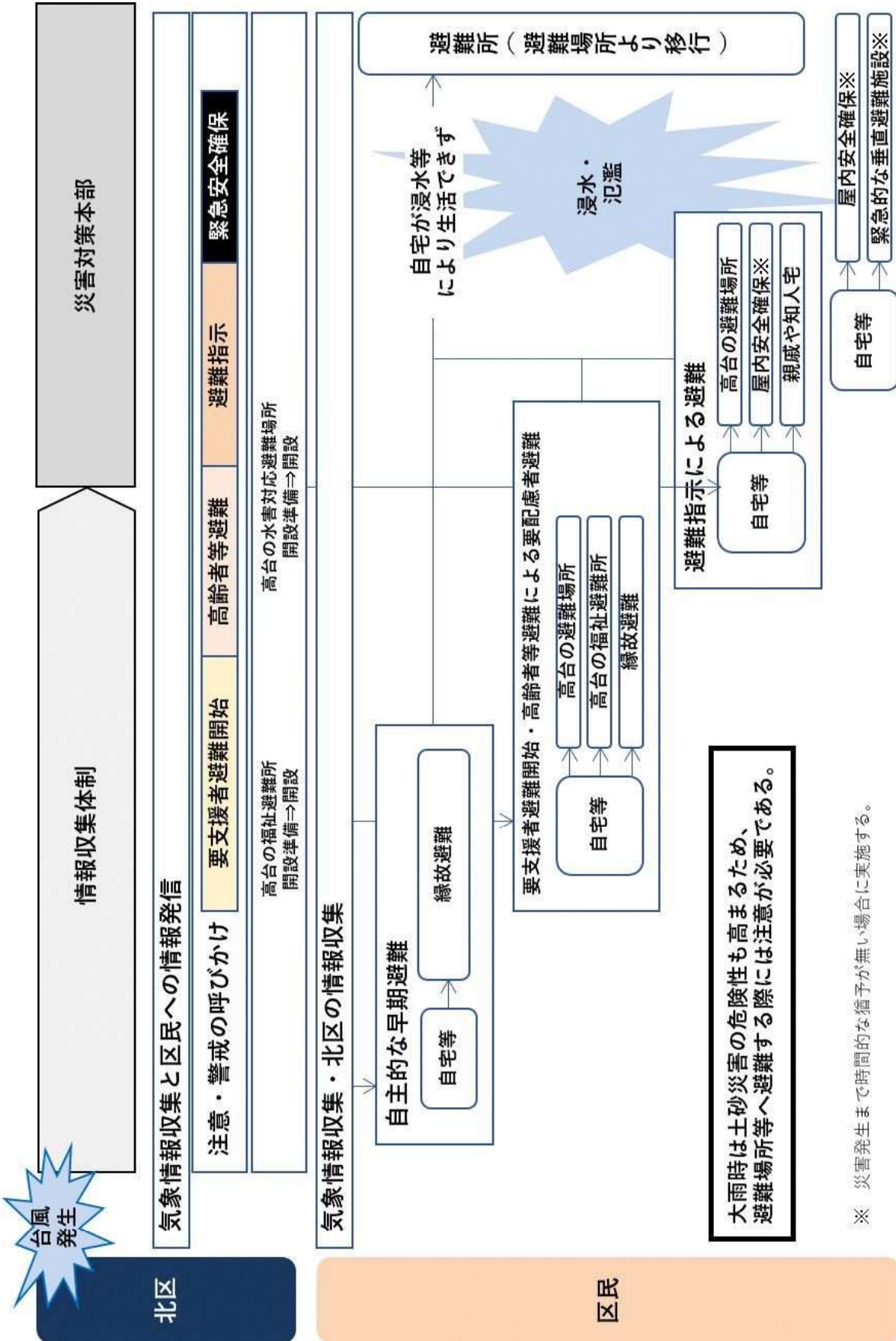
要配慮者の基本的な避難行動

荒川の氾濫時における要配慮者の基本的な避難行動については、以下のとおりである。



【荒川氾濫時における避難】

大型台風や停滞前線等荒川氾濫が予想される場合における避難行動は、以下のとおりである。

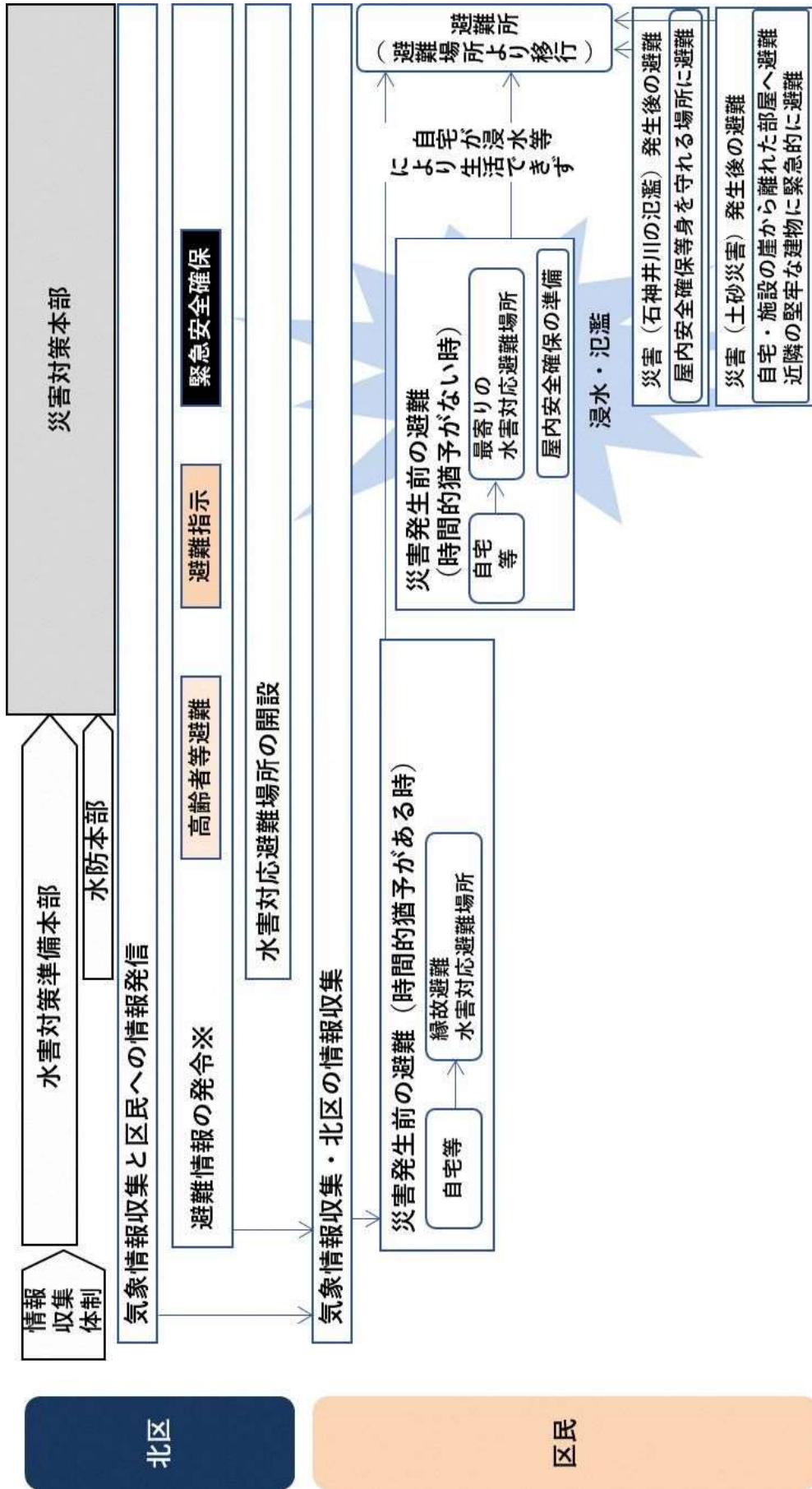


資料編	風水害対策編	震災対策編	第1部	担当表	第3部	本編	第2部	第1部	担当表	第3部	第2部	第1部	担当表	第3部	第2部	第1部	担当表	第3部	第2部	第1部	担当表
-----	--------	-------	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

第5章 避難対策

【石神井川の氾濫・土砂災害発生時における避難】

局地的大雨、集中豪雨等の都市型水害時における避難行動は、以下のとおりである。



(2) 避難指示等

- ① 区内に災害のおそれがある場合、区長は、区内警察署長及び消防署長と連絡を取り、避難が必要な地域に対してあらかじめ指定した避難先への避難指示を出すとともに、この旨を都知事に連絡する。
- ② 洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し立ち退きを指示する。防災行政無線・緊急速報メール（エリアメール）を中心にプッシュ型的手段を複数組み合わせ活用するとともに、区ホームページ、SNS、CATV、Lアラート等のプル型的手段も活用し、プッシュ型の情報伝達を補完する。
- ③ 水防管理者は、前項の指示する場合には、遅滞なく都災対本部及び区内警察署長にその旨通知しなければならない。
- ④ 警察は、水防管理者と協力して、立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者の避難を支援する。
- ⑤ 適切な対象地域の設定、時間に留意した避難指示等の発令
 区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、区民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難指示等を発令する。
 加えて、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ⑥ 土砂災害警戒情報の活用
 大雨による土砂災害発生危険度が高まり、気象庁と都が共同発表する土砂災害警戒情報が区に伝達されたときは、土砂災害警戒区域の区民等に伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難指示等の判断に活用する。
- ⑦ 気象庁ホームページ及び防災情報提供システムの活用
 気象庁ホームページでは、区市町村向けに、リアルタイムで防災気象情報が提供される。また、防災情報提供システムのメール配信機能を活用することで必要な防災気象情報をインターネットメールや携帯メールで受信することもできるため、併せて活用の推進を図る。
- ⑧ 都による避難指示等の判断・伝達に対する支援
 平成25(2013)年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難指示等にあたって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。
 都総務局は、東京都災害情報システム（DIS）により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。さらに、気象警報発表時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用している。
 区は、上記を踏まえて、避難指示等を発令する際に、国又は都に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共

第1部	震災対策編
第2部	
第3部	
担当表	
第1部	風水害対策編 本編
第2部	
第3部	
担当表	
震災対策編	資料編
風水害対策編	

第5章 避難対策

有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、区は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

- ⑨ 都建設局等は、区市町村からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、区市町村に提供する。
- 警戒すべき区間
 - 河川の特徴
 - 施設の整備状況
 - 警戒すべき区間（内水氾濫データより）
 - 内水氾濫の特徴（内水氾濫データより）
- ⑩ 区は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

【風水害時における避難指示等の基準】

警戒レベル	避難情報	想定される状況	石神井川の氾濫 (台風・集中豪雨・線状降水帯の発生)	土砂災害	荒川の氾濫 (大型台風の関東上陸)
5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 人的被害の発生した状況 氾濫が発生した状況	区内で石神井川の氾濫が確認されたとき	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)の実況値で大雨特別警報(土砂災害)の判定基準を超過し(黒)、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき	氾濫発生情報が発表されたとき
4	避難指示	災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況	氾濫危険情報が発表されたとき 石神井川の水位が氾濫危険水位に達し、一定時間を経過した場合、今後氾濫も予想される場合 等を踏まえ総合的に判断	土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)が発表されたとき 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)で土壌雨量指数の実況値または2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判定基準に到達する場合(紫) 等を踏まえ総合的に判断	氾濫危険情報が発表されたとき 今後の降雨予測等から氾濫危険水位に達すると見込まれるとき 暴風警報及び暴風特別警報が出たとき 等を踏まえ総合的に判断
3	高齢者等避難	災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	石神井川上流域にて氾濫危険水位に達し、氾濫危険情報が発表されたとき 石神井川の水位が氾濫注意水位に到達後も水位の上昇が続き、今後氾濫危険水位に達すると予想される場合 等を踏まえ総合的に判断	大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当)※1が発表されたとき 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)で土壌雨量指数の実況値または2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の判定基準に到達する場合(赤) 等を踏まえ総合的に判断	氾濫警戒情報が発表されたとき 今後の降雨予測等から氾濫警戒水位に達すると見込まれるとき 等を踏まえ総合的に判断
—	要支援者避難開始 ※2	荒川氾濫の可能性が相当に見込まれ、避難に時間を要する避難行動要支援者等が危険な場所から避難するべき状況	—	—	氾濫注意情報が発表されたとき 荒川の水位が氾濫注意水位に達し、今後も危険水位を達するような上昇が見込まれる場合等を踏まえ総合的に判断
2	大雨・洪水・高潮注意情報	—	—	—	—
1	早期注意情報	—	—	—	—

※1警戒レベル相当情報:気象庁より発表されるものであり、自治体が避難情報として扱うもの
 ※2要支援者避難開始:避難行動要支援者等の避難行動を確実に実施するため、区独自で避難タイムリングをお知らせする情報

論 述 部	論 述 部	論 述 部	論 述 部	論 述 部	論 述 部	論 述 部	論 述 部	論 述 部	論 述 部
風水害時における避難指示等の基準	風水害時における避難指示等の基準	風水害時における避難指示等の基準	風水害時における避難指示等の基準	風水害時における避難指示等の基準	風水害時における避難指示等の基準	風水害時における避難指示等の基準	風水害時における避難指示等の基準	風水害時における避難指示等の基準	風水害時における避難指示等の基準

(3) 各機関の主な役割

機関	役割
区	避難地域と避難先の決定
警察署	避難誘導
消防署	災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報

2 避難場所等の開設

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 地域振興部 / (災対) 福祉部 / (災対) 教育振興部 / (災対) 子ども未来部
----	---

(1) 避難場所

災害の発生に備え、区民が命を守るために避難する施設。区は、災害発生に備え雨風が強くなる前に開設を行う。想定する災害により水害対応避難場所及び高台水害避難場所の2種類いずれかを開設する。なお、災害の危険性がなくなった場合、避難場所は閉鎖する。

局地的大雨・集中豪雨（石神井川氾濫）時においては、浸水の影響を受けない学校、又は浸水の影響を受けない上層階を有する学校とする。大型台風・停滞前線等による荒川氾濫時においては、高台の小中学校を避難場所とする。

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難場所等の指定
2 風水害時の避難場所等（p風-53）参照

※ 風水害時の避難場所等【資料編 p資-90参照】

(2) 避難所

災害の発生後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所。災害の発生前に区が避難場所を開設している場合は、避難所へと移行する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策【応急対策】
2 避難場所の管理運営・避難所等の開設・管理運営等
2-2 避難所等の開設（p震-317）参照

※ 風水害時の避難場所等【資料編 p資-90参照】

(3) 福祉避難所

① 福祉避難所の定義及び指定

- 風水害対策編 第2部
第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難場所等の指定
2 風水害時の避難場所等 (p風-53) 参照

※ 風水害時の避難場所等【資料編 p資-90参照】

② 福祉避難所の周知

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策【予防対策】
2-5 福祉避難所の周知 (p震-306) 参照

③ 福祉避難所（初期）の運営体制の強化

区は、福祉避難室における巡回体制の構築、福祉避難所の開設・運営に向けて、災対各部の業務を見直し、庁内体制の(再)構築を図る。

④ 福祉避難所の開設

区は、福祉避難所の早期開設に向けて、非常配備態勢を更改する等の検討を行う。また、開設に当たっては業務継続計画を踏まえ、また専門的知識を有する職員や防災職員住宅居住者の活用を検討し、自主防災組織や防災関係機関等との連携強化を図る。

⑤ 福祉避難所（初期）の運営体制の強化

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策【予防対策】
3 避難所の管理運営体制の整備等
3-3 福祉避難所の運営体制 (p震-308) 参照

(4) 垂直避難施設

垂直避難施設は、河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害が発生した際に、高台や区が指定する避難場所等に避難する時間的余裕がない場合、建物の上階へ避難できることを区が確認している施設である。垂直避難施設は、氾濫流による建物の倒壊のおそれがない区域に位置し、又は北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水深以上の階を有している。区が管理する区営住宅のほか、協定・覚書を締結している一部の都営住宅・UR賃貸住宅・公社賃貸住宅へも、垂直避難可能であることを確認している。また、区施設においても、垂直避難施設を検討している。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編
風水害対策編

【協定先一覧】

団体・施設の名称	協定の名称	内容
東京都（住宅政策本部） （都営住宅）	大規模な水害時等における緊急避難に関する覚書	水害時の緊急避難施設
東京都（住宅政策本部） （都営住宅）	水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書	水害時の緊急避難施設

3 避難場所等の運営

担当	（災対）地域振興部／（災対）福祉部／（災対）教育振興部／（災対）子ども未来部
----	--

（1）避難場所の運営

避難場所の運営は、原則として区職員が運営を行うが、必要に応じて避難者や自主防災組織の協力を得て運営を行う。

（2）避難所の運営

多数の被害者が発生し、小・中学校を中心に各所に避難場所から避難所への移行及び避難所が開設される場合、区は、地元の自主防災組織、学校職員及びボランティア団体と連携を図り、各避難所における円滑な運営に努めなければならない。

- 避難所の開設
 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
 第9章 避難者対策【応急対策】
 2 避難場所の管理運営・避難所等の開設・管理運営等
 2-2 避難所等の開設（p震-317）参照
- 避難所の運営
 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
 第9章 避難者対策【応急対策】
 2 避難場所の管理運営・避難所等の開設・管理運営等
 2-3 避難所（区立小・中学校等）の運営（p震-319）参照

（3）福祉避難所の運営

① 要配慮者対策班の設置

- 震災対策編 第2部 施設ごとの具体的計画
 第9章 避難者対策【応急対策】
 2 避難場所の管理運営・避難所等の開設・管理運営等
 2-4 福祉避難所の運営
 第3 福祉避難所における留意点（p震-324）参照

② 福祉避難所の運営体制

災害の発生のおそれがある場合に開設する避難場所については区職員が運営を行う。必要に応じ、避難者や施設職員等の協力を得て運営を行う。

③ 福祉避難所における留意点

- 震災対策編 第2部 施設ごとの具体的計画
第9章 避難者対策【応急対策】2-4 福祉避難所の運営
第3 福祉避難所における留意点 (p震-324) 参照

4 避難所関係の対象、費用の限度額

担当	(災対) 福祉部 / (災対) 教育振興部
----	-----------------------

- 災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係の対象、費用の限度額等
震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【予防対策】6 災害救助法等 (p震-358)
【応急対策】7 災害救助法等の適用 (p震-365)
【復旧対策】12 災害救助法の運用等 (p震-378) 参照

5 保育園等と避難先一覧

担当	(災対) 子ども未来部
----	-------------

保育園等は、気象情報等から水害の危険が予測される場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。引渡しができない園児は、保護者に引き渡すまで保護を行う。

区は、保育園等の緊急避難先等を定め、在園児の安全を確保する。なお、各保育園等の緊急避難先は、保育課から防災・危機管理課へ共有する。

6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への浸水情報の提供

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 福祉部 / (災対) 医療衛生部 / (災対) 教育振興部 / (災対) 子ども未来部
----	---

区は、都から浸水に関する情報があった際に、要配慮者利用施設（特別養護老人ホームなど高齢者・障害者・児童福祉施設等）へ迅速に情報を提供する。

- 風水害対策編 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
10 浸水対策 (3) 浸水想定区域における避難体制確保 (p風-26) 参照
※ 水防法及び土砂災害防止法に基づく指定する要配慮者利用施設一覧
【資料編 p資-93参照】

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

7 急傾斜地等「がけ・擁壁」対策

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 地域振興部 / (災対) まちづくり部 / (災対) 土木部 / (災対) 教育振興部 / 警察署 / 消防署
----	---

(1) 基本方針

豪雨等により、急傾斜地等「がけ・擁壁」の崩壊等による被害が発生する危険があるとき又は発生したときは、防災関係機関等は相互の連絡協調を密にして、被害の軽減にあたるとともに、人命及び財産を保護する。

また、区は急傾斜地等「がけ・擁壁」箇所周辺の区民等に対しては、避難場所等への立ち退き避難を促す。

ただし、既に大雨となっていて避難が困難だと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、又は屋内の最も安全と思われる場所に留まることを呼びかける。

(2) 情報の収集・伝達計画

① 伝達方法

(1) 被害が発生する危険があるとき

区は、電話等により防災関係機関に共有するとともに、該当地域の区民に適切な方法で事前注意を呼びかける。

(2) 被害が発生したとき

区は、救急救出活動を実施するとともに、詳細を防災関係機関に共有し、被害が拡大するおそれのあるときは、避難の指示等により、人的被害の防止にあたる。

(3) 気象警報等の周知

災対土木部は、大雨警報が発令された場合や崩壊等の危険が生じる雨量に近づいた場合等は、防災関係機関に通知するとともに、必要な体制に入る。

② 降雨量の測定場所、測定方法

(1) 降雨量の測定は、土木部道路公園課所管に係る北区役所庁舎設置の雨量計による。

(2) 雨量測定開始時期は、大雨注意報が発令された時期とする。

(3) 災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期

① 応急措置の内容

(1) 土砂災害警戒情報が発令された場合は、災対まちづくり部及び災対土木部は、土砂災害（特別）警戒区域の警戒巡視を実施し、災対危機管理室は、区民等に対する避難指示の広報等を実施する。

(2) 土砂災害（特別）警戒区域等に異常が生じた場合は、災対本部長及び警察署長は、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前

措置、同法第60条及び同法第61条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

② 実施すべき時期

災害発生のおそれがあるとき

【土砂災害時における避難指示等の発令基準】

警戒レベル	避難情報	想定される状況	土砂災害
5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 人的被害の発生した状況氾濫が発生したとき	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)の実況値で大雨特別警報(土砂災害)の判定基準を超過し(黒)、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき
4	避難指示	災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況	土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)が発表されたとき 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)で土壌雨量指数の実況値または2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判定基準に到達する場合(紫)等を踏まえ総合的に判断
3	高齢者等避難	災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当※)が発表されたとき 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)で土壌雨量指数の実況値または2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の判定基準に到達する場合(赤)等を踏まえ総合的に判断
2	大雨・洪水・高潮注意報	—	気象庁が発表
1	早期注意情報	—	—

※警戒レベル相当情報:気象庁より発表されるものであり、自治体が避難情報を発表する際の参考情報として扱うもの

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
本編	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

8 広域避難対応

担当	(災対) 危機管理室 / (災対) 地域振興部 / (災対) 福祉部 / (災対) まちづくり部 / (災対) 土木部 / (災対) 教育振興部
----	--

(1) 他区市町村への避難

区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、区内で区民を避難させることが困難なときは、都災対本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。

なお、区長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都災対本部へ報告する。

- ① 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は、必要に応じて、当該区市町村の区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、区民へ避難に関する情報の発信を行う。
- ② 区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難の発表又は避難指示等の発令を行う。
- ③ 避難の実施方法は、以下のとおりとする。
 - ・原則、区内の高台の避難場所へ避難させる。
 - ・都と区が連携して協定を締結している都立施設等に避難させる。
 - ・水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難場所等へ避難させる。
 - ・他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難場所等へ避難させる。
 - ・必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- ④ 交通機関が運行可能な状況では、区民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な区民の避難については、適切な手段を検討する。

【東京都が協定を締結する広域避難先一覧】

東京都と広域避難自治体（北区を含む荒川流域に位置する自治体）が連携し、都立施設等を広域避難先として施設利用するための協定を締結している施設の一覧は、以下のとおり。

No.	締結先	施設名
1	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念青少年総合センター
2	国立大学法人東京芸術大学	東京芸術大学 上野校地
3	独立行政法人 国際協力機構東京センター	JICA東京
4	学校法人中央大学	中央大学 後楽園キャンパス
5	学校法人上智学院	上智大学 四谷キャンパス
6	学校法人明治大学	明治大学 駿河台キャンパス
7		明治大学 和泉キャンパス
8		明治大学 中野キャンパス
9	東京都公立大学法人	都立大学 南大沢キャンパス
10	株式会社東京レポートセンター	台場フロンティアビル
11		テレコムセンタービル
12		有明フロンティアビル
13	株式会社東京ビッグサイト	国際展示場（東京ビッグサイト）
14		TFTビル（東京ファッションタウンビル）
15		有明パークビル
16		タイム24ビル
17	生活文化スポーツ局	有明テニスの森公園 テニス施設
18		東京体育館
19		駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内球 技場
20		東京都多摩障害者スポーツセンター
21		東京ウィメンズプラザ
22		東京文化会館
23		東京都美術館
24		東京芸術劇場
25	株式会社東京国際フォーラム	東京国際フォーラム
26	独立行政法人	ハイパフォーマンンススポーツセンター
27	日本スポーツ振興センター	国立代々木競技場
28	学校法人立教学院	立教大学 池袋キャンパス
29	学校法人早稲田大学	早稲田大学 早稲田キャンパス
30		早稲田大学 戸山キャンパス

第1部
第2部
第3部
担当表
第1部
第2部
第3部
担当表
震災対策編
資料編
風水害対策編

第5章 避難対策

No.	締結先	施設名
31	学校法人学習院	学習院大学 目白キャンパス
32	学校法人法政大学	法政大学 市ヶ谷キャンパス
33		法政大学 小金井キャンパス
34		法政大学 多摩キャンパス

※今後、都と広域避難自治体は大規模水害時における運用方法の協議を進めるとともに、引き続き広域避難先の更なる確保に向け調整を進めていく。

(2) 他区市町村からの避難者の受入れ

- ① 他区市町村からの受入は、区の被害が軽微な場合に行う。
- ② 避難者の受入を要請した区市町村は、区と避難場所等の開設に向けた調整等を行う。
- ③ 開設する避難場所等については、区内避難者（区民等）の状況を踏まえ、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館等を候補施設とする。
- ④ 区有施設のみでは避難場所等が不足するとき、「避難所施設利用に関する協定」に基づき協定団体へ協力を要請する。
- ⑤ 避難者の受入を要請した側の区市町村が行い、区は、その開設・運営に協力する。

第6章 物資・輸送対策

本章の関係する関連計画・マニュアル

北区災害用備蓄・管理・供給計画

1 食料の配給

担当	(災対) 総務部 / (災対) 区民部 / (災対) 福祉部 / (災対) 教育振興部
----	---

- ① 被災地域近辺の区の備蓄倉庫から、備蓄食料を放出する。
- ② 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。区は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

→ その他、給食基準、給食内容、給食配給計画等
 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進
 【応急対策】 1 物資の供給 (p震-337) 参照

2 ヘリコプターの発着点

担当	(災対) 危機管理室
----	------------

※ ヘリコプター発着場基準及び表示要領【資料編 p資-22参照】

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第7章 衛生・防疫・ごみ・がれき等

本章の関係する関連計画・マニュアル

北区災害廃棄物処理計画

1 衛生・防疫活動

担当	(災対) 医療衛生部
----	------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第7章 医療救護・保健等対策
【予防対策】 1 初動医療態勢の整備 1-4 防疫体制の整備 (p震-238)
【復旧対策】 1 防疫体制の確立 (p震-264) 参照

2 ごみ処理

担当	(災対) 生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
----	--------------------------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【予防対策】 4 ごみ処理 (p震-357)
【応急対策】 4 ごみ処理 (p震-363) 参照

3 がれき処理

担当	(災対) 生活環境部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
----	---

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【予防対策】 5 災害廃棄物処理 (p震-357)
【応急対策】 5 災害廃棄物処理 (p震-363) 参照

4 障害物除去

担当	(災対) 区民部 / (災対) 生活環境部 / (災対) 土木部 / 都第六建設事務所
----	---

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
- 【予防対策】4 緊急輸送ネットワークの整備
- 4-2 緊急道路障害物除去等 (p震-133)
- 【応急対策】1 道路・橋りょう
- 1-1 道路・橋りょうの応急対策 (p震-145)
- 第12章 区民生活の早期再建
- 【応急対策】6 土石、竹木等の除去 (P震-364) 参照

5 行方不明者の捜索、遺体の検視、身元確認等

担当	(災対) 区民部 / (災対) 生活環境部 / 警察署 (警視庁) / 都保健医療局 / 都総務局 / 陸上自衛隊 / 各防災関係機関
----	---

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第7章 医療救護・保健等対策
- 【応急対策】4 行方不明者の捜索、遺体の検視、身元確認等 (p震-257) 参照

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

第8章 流木対策

本章の関係する関連計画・マニュアル

—

担当 (災対) 土木部／都第六建設事務所

区等は、木材の流出による被害を防ぐため木材係留方法の指導を関係団体・関係業者に行い、災害時に不測の混乱を招かないようにする。

第9章 ライフライン対策

本章の関係する関連計画・マニュアル

—

1 都市施設応急対策

(1) 電気

担当 東京電力パワーグリッド(株)

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】6 電気・ガス・通信等 6-1 電気 (p震-161) 参照
- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保
【応急対策】4 広報体制 (p震-225) 参照

(2) 交通

担当 東京地下鉄(株)

① 災害発生時の対策

(1) 非常態勢の種別及び発令

第1種非常態勢	重大な災害及び事故等が発生するおそれがある場合 又は発生した場合で、必要と認めるとき
第2種非常態勢	災害及び事故等が発生するおそれがある場合 又は発生した場合で、必要と認めるとき
第3種非常態勢	異常気象により警報が発令されたとき 又は、その他必要と認められたとき

(2) 非常態勢

非常態勢に入る旨の指令があった場合は、事故・災害等対策規程に基づき、警備要員を指名、待機させる。

(3) 警戒

非常態勢発令時には警備責任者及び監視員は、換気口、出入口、排水ポンプ、排水不良の場所、漏水箇所等の警戒場所について、巡回監視を行い、応急処置や区長への報告を行うほか、関係技術区に連絡し、予防機材を準備する。

なお、風雨、浸水、出水、降雪等に対しては、各状況に応じて必要な対応を行う。

(4) 列車の取扱い

第1部

第2部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

第2部

風水害対策編

第3部

本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第9章 ライフライン対策

- 浸水、出水により列車の運転に支障が生じると予想される場合には、直ちに総合指令所に通報し、指示を受ける。
 - 急を要する場合は、列車を一旦停止させ区長及び総合指令所に速報し、その指示を受ける。
 - 状況によっては、列車の通過扱いをする。この場合には総合指令所の指示を受け、乗務員と打ち合わせしてから実施する。
- (5) 旅客の取扱い
- 気象状況を放送又は掲示等で旅客に周知する。
 - 総合指令所から、連絡を受けた運転休止、折り返し運転及び行先変更等運転に関する事項は、速やかに旅客に周知する。
 - 構内が停電した場合は、別に定める「停電事故対策」に従い、旅客を誘導する。
 - 飛来物があり旅客の通行に危険と認められる場合には、旅客にその旨を周知し、安全な場所に誘導する。
 - 入場制限、発売中止、振替輸送等の処置を実施する。

2 公共土木施設応急対策

(1) 河川の応急対策

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所
----	-------------------

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するとともに、被害箇所を発見したときには、直ちに都に報告し必要な措置をとる。

(2) 内水排除施設応急対策

担当	(災対) 土木部／都建設局
----	---------------

内水排除施設に被害が生じた場合は、直ちに都に報告するとともに、被害の拡大を防止するための措置を講じる。また、施設の応急復旧については都の指導の下に行う。

(3) 首都高速道路(株)の応急対策計画

担当	首都高速道路(株)
----	-----------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
- 【応急対策】 1 道路・橋りょう
- 1-1 道路・橋梁の応急対策
- 第4 首都高速道路(株)の応急対策 (p震-146) 参照

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
風水害対策編 本編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

第10章 被災者対策

本章の関係する関連計画・マニュアル

—

1 被災者の生活確保

担当	(災対) 地域振興部 / (災対) 福祉部
----	-----------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】 6 被災者の生活再建資金援助等
6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 (p震-374) 参照

2 融資制度

担当	(災対) 地域振興部 / (災対) 福祉部
----	-----------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】 10 融資 (p震-377) 参照

3 生活相談窓口

担当	(災対) 各部 / 警察署 / 消防署
----	---------------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】 4 被災者の生活相談等の支援 (p震-371) 参照

4 義援金等

担当	(災対) 区民部 / 東京都
----	----------------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】 5 義援金の募集・受付・配分 (p震-373) 参照

風水害対策編 担当表

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
風水害対策編 本編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	〔災対〕保健所/健康部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 教育委員会事務局 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関	
風水害対策編																			
第1部 総則																			
第1章 計画の方針																			
1 計画の目的	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 計画の性格及び範囲	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 北区・区民等の基本的責務と役割	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
4 計画の修正	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
5 震災対策編との関係	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
6 計画の習熟	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
7 計画の前提	4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2章 北区の概況																			
1 北区の地形と管内河川の概況	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 水防上注意を要する(重要水防)箇所	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3章 水防管理団体(北区)の活動と責務																			
1 水防活動	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 水防の責任と任務	13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2部 災害予防																			
第1章 水害予防対策																			
1 管内河川の改修計画	14											●							都第六建設事務所/国土交通省荒川下流河川事務所
2 水防に関する施設計画																			
(1) 雨水流出抑制施設計画	15											●							
(2) 内水排除施設計画	15																		都下水道局
3 水防資機材・施設及び水防工法																			
(1) 浮間地区荒川防災ステーション	16											●							国土交通省荒川下流河川事務所
(2) 資機材	17											●							都第六建設事務所/国土交通省荒川下流河川事務所
(3) 排水場	18											●							
(4) 応急ポンプ	18											●							消防団
(5) 救助艇	19											●							警察署/消防署
(6) 土のう置き場等	19											●							
(7) 土取場	20											●							
(8) 水防工法	20											●							都第六建設事務所/国土交通省荒川下流河川事務所
4 高潮対策	20																		都第六建設事務所
5 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災対策																			
(1) 対策の方針	21										●	●							警察署
(2) 「がけ・擁壁」の安全化	21										●	●							
(3) 急傾斜地の安全化	21										●	●							都建設局

震災対策編

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

	頁	(災害) 政策経営部	(災害) 総務部	(災害) 危機管理室	(災害) 地域振興部	(災害) 区民部	(災害) 生活環境部	(災害) 福祉部	(災害) 健康部	〔災害〕 保健所/健康部	(災害) まちづくり部	(災害) 土木部	(災害) 会計管理室	(災害) 教育振興部	(災害) 教育委員会事務局 子ども未来部	(災害) 区議会事務局	その他 主な関係機関
6 土砂災害防止法の運用	22			●							●	●					
7 水害発生箇所の解消	23											●					
8 都市型水害対策	23											●					都建設局/都下水道局
9 流木対策	23											●					
10 浸水対策																	
(1) 水防法の運用	24			●								●					
(2) 浸水想定区域等	25			●								●					
(3) 浸水想定区域における 避難体制確保	26			●	●			●		●	●			●	●		
11 気象情報等																	
(1) 特別警報・警報・注意報	29																気象庁
(2) 洪水予報河川 (荒川・入間川流域)	33			●								●					都第六建設事務所/国土交通省荒川下流河川事務所/国土交通省荒川上流河川事務所
(3) 洪水予報河川情報 (石神井川)	40			●								●					都第六建設事務所/国土交通省荒川下流河川事務所
(4) 水防警報	43											●					
(5) 土砂災害警戒情報	44			●							●	●					都建設局/都総務局
12 荒川下流タイムライン (拡大試行版) に沿った 防災動計画	46			●							●	●					都総務局/都建設局/都交通局/警視庁/東京消防庁/東京管区气象台/国土交通省荒川下流河川事務所/東京国道事務所/東日本旅客鉄道(株)/東京地下鉄(株)/埼玉高速鉄道(株)/東京電力パワーグリッド(株)/東日本電信電話(株)
第2章 都市施設対策																	
1 電気	48																東京電力パワーグリッド(株)
2 電話	49																東日本電信電話(株)
3 交通	49																都交通局/東日本旅客鉄道(株)/東京地下鉄(株)
4 地下空間への浸水被害対策	50			●								●					東京地下鉄(株)
5 下水道施設に関する情報共有	50			●								●					都下水道局
第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難所等の指定																	
1 風水害時の避難体制の整備	52			●				●									
2 風水害時の避難場所等	53			●	●			●						●	●		
第4章 物資・輸送対策																	
1 食料等の確保	59			●				●								●	
2 飲料水及び生活用水の確保	59			●		●											総務局(総合防災部)/都水道局北部支所 北営業所
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	59			●	●			●						●	●		都福祉局
4 車両・舟艇等輸送機関の確保	60		●			●											

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 保健衛生部 〔北区保健所/健康部〕	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 教育委員会事務局 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関	
第5章 区職員の防災力向上																		
1 水防訓練																		
(1) 方針	61	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署/消防団/各防災関係機関
(2) 実施要領	61	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 図上演習等の実施	62	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 各種マニュアル等の作成	62	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第6章 地域防災力向上																		
1 周知・啓発	63	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 防災訓練	65	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 地域におけるマニュアル等の整備	65			●														
4 避難行動要支援者の支援	65			●				●				●						
第3部 災害応急・復旧																		
第1章 本部体制																		
1 状況に応じた機動的な体制	67	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 情報収集体制	69			●								●						
3 水害対策準備本部	69	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 水防本部	70			●								●						
5 災害対策本部	73	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6 除雪本部	84											●						
第2章 応援協力・派遣要請																		
1 災害時協定締結団体の実施業務	86																	北区土木緊急工作隊/ 北区造園協会 /北区街灯保安会
2 関係機関への出動要請	87											●						
3 風水害初動対応マニュアル等による活動	87			●								●						
4 河川管理者の水防活動への協力	88																	国土交通省荒川下流河川事務所
第3章 情報収集・伝達																		
1 常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報	89			●										●				警察署/消防署/都第六建設事務所/国土交通省荒川下流河川事務所
2 情報・伝達・報告	93	●		●								●						
3 区民への情報提供	94			●								●						消防署/警察署
4 要配慮者への情報提供	94			●				●										消防署/警察署
5 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	94			●								●						
6 竜巻に関する情報収集・伝達	95			●								●						東京管区気象台
7 地下空間への情報提供	96			●								●						
8 被害調査計画	96	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
9 広報活動	100	●		●	●													

震災対策編

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

風水害対策編

本編

資料編

震災対策編

風水害対策編

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 福祉部	(災対) 健康部	(災対) 医療衛生部 〔北区保健所/健康部〕	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部 教育委員会事務局	(災対) 子ども未来部 教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第4章 消防機関の水防活動計画																	
1 活動方針	105																消防署/消防団
2 水防態勢等	105																
3 部隊編成	105																
4 活動内容	106																
5 災害予警報	106																
第5章 避難対策																	
1 避難	107		●	●			●							●	●		
2 避難場所等の開設	114		●	●			●							●	●		
3 避難場所等の運営	116			●			●							●	●		
4 避難所関係の対象、費用の限度額	117						●							●			
5 保育園等と避難先一覧	117														●		
6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への浸水情報の提供	117		●				●		●					●	●		
7 急傾斜地等「がけ・擁壁」対策	118		●	●						●	●			●			警察署/消防署
8 広域避難対応	120		●	●			●			●	●			●			
第6章 物資・輸送対策																	
1 食料の配給	123		●		●		●							●			
2 ヘリコプターの発着点	123		●														
第7章 衛生・防疫・ごみ・がれき等																	
1 衛生・防疫活動	124								●								
2 ごみ処理	124						●										都環境局/東京二十三区清掃一部事務組合/清掃協議会
3 がれき処理	124						●				●	●					都第六建設事務所
4 障害物除去	125					●	●					●					都第六建設事務所
5 行方不明者の捜索、遺体の検視、身元確認等	125					●	●										警察署(警視庁)/都保健医療局/都総務局/陸上自衛隊/各防災関係機関
第8章 流木対策	126											●					都第六建設事務所
第9章 ライフライン対策																	
1 都市施設応急対策																	
(1) 電気	127																東京電力パワーグリッド(株)
(2) 交通	127																東京地下鉄(株)
2 公共土木施設応急対策																	
(1) 河川の応急対策	128											●					都第六建設事務所
(2) 内水排除施設応急対策	128											●					都建設局
(3) 首都高速道路(株)の応急対策計画	129																首都高速道路(株)
第10章 被災者対策																	
1 被災者の生活確保	130			●			●										
2 融資制度	130			●			●										
3 生活相談窓口	130	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署/消防署
4 義援金等	130				●												東京都